

名古屋家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成22年12月6日（月）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

伊藤委員，伊東（美）委員，鈴木委員，中川委員，福谷委員，本間委員，正村委員，熊田委員，玉岡委員，安江委員（委員長），伊東（一）委員

（事務担当者）

吉武首席家庭裁判所調査官，平松少年首席書記官，松枝次席家庭裁判所調査官，中島少年次席書記官，石原少年訟廷管理官，藤田事務局長，林事務局次長，早川総務課長，中澤総務課課長補佐，清水総務課庶務係長

4 議事

（1）開会

（2）所長あいさつ

（3）第13回テーマ「家庭裁判所が国民にその役割，仕事を理解してもらうために，どのような取組を行えばよいか」及び第14回テーマ「離婚など最近の夫婦間の紛争の実情と，その解決方法としての家事調停の在り方」の結果を踏まえた取組状況について

（4）意見交換

テーマ「少年の再非行の防止に向けた処遇の在り方について」について，意見交換を行った。発言内容は別紙のとおり

（5）次回期日

未定

（6）閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆；委員　○；委員長　△；事務担当者)

- ◆ 少年の再非行防止における保護的措置の効果や課題について伺いたい。
- △ 少年の抱える問題は、少年ごとに異なるので、それぞれ個別に対応していかなければならない。また、保護的措置を講じた場合とそうでない場合の再非行率の検証は、保護的措置の対象とする少年をどのように選ぶかにより再非行率が大きく異なり、有意な数字を出すことは難しい。ただ、検証自体は必要なことであり、今後検証の方法について検討していきたい。

なお、保護的措置の効果という点では、保護的措置の一つである講習等を行った後の少年の反省文や感想文の内容から、少年がどれだけ自覚しているかを確認することはでき、再非行防止に一定程度役立っているものと考えている。
- ◆ 14、5歳といった年齢の低い少年については、保護者や家庭が少年をしっかり受け止めることが重要ではないか。家庭裁判所は、親に対する指導も何か行っているのか。
- ◆ 非行の軽重にかかわらず、あらゆる非行の初期段階で、少年だけでなく両親にも、少年が行ったことが悪いことであると理解させることが大切である。
- △ きちんと少年と向き合うことができ、ものの善悪をしっかりと少年に伝えられる家庭であれば、非行を犯す可能性は低く、非行を犯しても立ち直りが早いと思われる。家庭裁判所も、保護者会等を実施して、保護者の少年非行に対する意識が高まるようにしている。一方、家庭が少年の受け皿となり得ない場合には、社会に戻った少年を社会全体で保護していかなければならない。そういった点で、家庭裁判所としても関係機関との連携の必要性を感じている。
- ◆ 初犯の少年と再犯の少年では、指導や調査段階でどのような違いがあるか。

- △ 再非行を犯した少年は、前件での保護的措置の内容を覚えていないことが多いので、一時的な講習等での問題解決が困難であるとして、保護観察や少年院で、専門家による長期間の綿密な指導が必要になる場合もある。
- ◆ 規範意識の欠如に対処するために、もう少し外部の組織に協力を依頼して再非行防止に役立てることはできないか。
 - ◆ 補導委託先が減少していると聞いているが、どのように対処しているのか。
- △ 補導委託などを引き受けていただける個人の方を探すのが次第に難しくなっているのが実情である。自立援助ホームの他、組織の力を借りながらということとは検討すべきだと考えている。
- ◆ 保護的措置には、裁判所以外の団体や一般市民も参加すべきで、地域社会との連携を軸にすべきだと思う。具体的には、一般市民のボランティア的なものを募集してみたり、児童相談所のノウハウを生かしたり、NPOの活用なども試みるのはどうか。
 - ◆ 各中学校で非行に対応する組織はあるが、法的な根拠がないと家庭の中に入って行くのは難しい。学校と地域の中に家庭裁判所が専門知識を持って入っていけば、もう少しスムーズな形で動くのではないか。
 - ◆ 少年の自己実現を考えてやることが大切である。
- △ 保護的措置としていろいろと工夫をしているところであり、御指摘の点も踏まえてさらに効果的な方法を考えていきたい。

(以 上)